

長寿医療制度(後期高齢者医療制度)のお知らせ

平成20年4月1日から、75歳以上の方と、65歳から74歳までで障害認定を受けた方を対象に、長寿医療制度(後期高齢者医療制度)が始まりました。

平成19年の所得で計算した正式な保険料をお知らせするため、6月または7月にすべての方へ「保険料額決定通知書」を送付します。

保険料の納め方 ~ 次の1または2の方法で納めていただきます。

1 年金から差し引かれて納める

原則として、2ヵ月に一度支給される年金から2ヵ月分の保険料が差し引かれます。

2 納付書や口座振替で納める

次に当てはまる方は、役場から送付する納付書で納めていただきます。便利で確実な口座振替に変更することもできます。

- ・年金の年額が18万円未満の方
- ・後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計額が、差し引きの対象となる年金受給額の半分を超える方(複数の年金を受け取っていて、介護保険料を引かれている年金の額が少ない場合に該当することがあります。)

既に年金から差し引かれている方

これからも年金からお支払いいただきます。

まだ年金から差し引かれていない方

年金の年額が18万円未満の方
介護保険料との合計額が、差し引きの対象となる年金受給額の半分以上になる方
納付書または口座振替で納めていただきます。

被用者保険の被保険者(本人)だった方
10月に支給される年金から差し引きが始まります。
4月から9月までの保険料は、納付書または口座振替で納めていただきます。
または に該当する方は、納付書または口座振替で納めていただきます。

被用者保険の被扶養者だった方
10月に支給される年金から差し引きが始まります。
4月から9月までの保険料は、かかりません。
注) 被扶養者であったことの確認に時間を要するため、いったん保険料を徴収することがありますが、その場合はお返しします。詳しくは、役場にお問い合わせください。
または に該当する方は、納付書または口座振替で納めていただきます。

4月2日以降に加入した方

年金からの差し引きが始まるまでは、納付書または口座振替で納めていただきます。
注) 加入時期によって、年金からの差し引きの開始時期が異なります。詳しくは、役場へお問い合わせください。 または に該当する方は、納付書または口座振替で納めていただきます。

被用者保険とは、政府管掌健康保険や組合管掌健康保険、共済組合など、いわゆるサラリーマンの健康保険のことです。市町村の国民健康保険や国民健康保険組合は、含まれません。

通称が「長寿医療制度」になりました。厚生労働省では、制度を身近で親しみやすいものにするため、通称を「長寿医療制度」にしました。なお、正式な名称は、「後期高齢者医療制度」のままで変わりはありません。

お問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合 ☎011-290-5601
役場保健福祉課介護医療係 ☎52-2211